

大和高田市新生児聴覚検査費の助成に関する要領

令和5年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、新生児の聴覚障害を早期に発見することにより、適切な支援につなげ、もって聴覚障害を有する子どもの言語発達に寄与するため、新生児聴覚検査（以下「検査」という。）に係る費用の一部を助成することにつき、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要領による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次条に規定する助成金の交付の対象となる検査（以下「助成対象検査」という。）を受ける新生児の産婦、産婦の配偶者または産婦が委任する者であって、助成対象検査を受けた日に市内に住所を有するものとする。ただし、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るために、市長が特別な事由があると認めるときは、市長が認める者を対象者とするすることができる。

(助成対象検査)

第3条 助成対象検査は、新生児が生後1か月に達する日（市長が特段の事情があると認める場合は、市長が認める日）までに受ける検査（初回検査に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴性脳幹反応検査（ABR）
- (2) 自動聴性脳幹反応検査（AABR）
- (3) 耳音響放射検査（OAE）

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象検査に要した費用又は別表に定める額のいずれか低い額とする。

(受診券の交付)

第5条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出時（他の市町村長に当該届出をした後に市内に転入した者にあつては、大和高田市妊婦健康診査費助成券交付時）に新生児聴覚検査同意書兼受診券（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

(受診券による助成)

第6条 対象者は、その監護する新生児が市長と契約した医療機関又は助産所（以下「委託医療機関等」という。）で助成対象検査を受けるときは、委託医療機関等に受診券を提出するものとする。

2 市長は、対象者が前項の規定により委託医療機関等に受診券を提出したときは、対象者が委託医療機関等に支払うべき助成対象検査の費用について、第4条に規定する助成金の額を限度として、対象者に代わり、委託医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあつたときは、対象者に対し助成金の交付があつたものとみなす。

(償還払いによる助成)

第7条 市長は、対象者の監護する新生児が委託医療機関等以外の医療機関で助成対象検査を受けた場合又はその他市長が認める事由に該当する場合であって、対象者がその費用を負担したときは、助成金を対象者に交付するものとする。ただし、その他の方法で助成を受けている場合はこの限りでない。

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする対象者は、助成対象検査の日から6か月以内に、大和高田市新生児聴覚検査助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受診券

(2) 助成対象検査の費用に係る領収書の写し又は大和高田市新生児聴覚検査費助成金交付に係る聴覚検査実施証明書(様式第2号)

(3) 母子健康手帳の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、審査の上、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定する。

4 市長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、当該申請書を提出した対象者に対して速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けた対象者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に出生した新生児から適用する。

別表(第4条関係)

検査方法	助成金の額
聴性脳幹反応検査(ABR)	4,000円
自動聴性脳幹反応検査(AABR)	4,000円
耳音響放射検査(OAE)	1,500円